

# 羽曳野市建設工事に係る予定価格等事前公表要綱

制定 平成18年3月28日

(目的)

**第1条** この要綱は、本市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等において、入札事務の公正な執行及び透明性の向上を図るために行う、予定価格等（予定価格、最低制限価格及び指名業者をいう。）の入札の前の公表（以下「事前公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

**第2条** 事前公表の対象は、本市が発注する入札に付するすべての建設工事及び予定価格が50万円以上の建設コンサルタント業務等に係る予定価格等とする。但し、制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札に係る指名業者名については事前公表の対象としないものとする。

(公表の方法)

**第3条** 事前公表の方法は、情報公開コーナー又は羽曳野市ホームページにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

(公表の期間)

**第4条** 事前公表の期間は、公告又は設計図書配付の日から入札終了の日までの間（羽曳野市の休日定める条例（平成3年羽曳野市条例第13号）で定める市の休日は除く。）とする。

(委任)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月25日から施行する。

## 附 則

1. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
2. 羽曳野市建設工事に係る予定価格等事前公表試行要綱は、廃止する。